

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示

平成二十八年九月二十一日原子力規制委員会告示第八号

改正 平成三十一年三月 一日原子力規制委員会告示第一号

令和 二年三月 十七日原子力規制委員会告示第五号

令和 七年五月 三十日原子力規制委員会告示第五号

(定義等)

第一条 この告示において使用する用語は、次に掲げる法令において使用する用語の例による。

一 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号）

二 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十三号）

三 核燃料物質の使用等に関する規則（昭和三十二年総理府令第八十四号）

四 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則（昭和三十二年
総理府令第一号）
通商産業省

五 核燃料物質の加工の事業に関する規則（昭和四十一年総理府令第三十七号）

六 使用済燃料の再処理の事業に関する規則（昭和四十六年総理府令第十号）

七 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（昭和五十三年通商産業省令第七十七号）

八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則（昭和六十

三年総理府令第一号）

九 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則（昭和六十三年総

理府令第四十七号）

十 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則（平成十二年通商産業省令第一百十二号）

十一 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十二号）

十二 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則（平成十二年総理府令第二百二十五号）

十三 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則（平成二

十年経済産業省令第二十三号）

十四 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則

(平成二十五年原子力規制委員会規則第二号)

2 この告示は、次に掲げる規定に規定する調査に適用する。

- 一 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)
- 二 核燃料物質の使用等に関する規則第二条の十一の十三第二項第二十三号イ(2)
- 三 核原料物質又は核燃料物質の製錬の事業に関する規則第六条の二第二項第二十三号イ(2)
- 四 核燃料物質の加工の事業に関する規則第七条の九第二項第二十四号イ(2)
- 五 使用済燃料の再処理の事業に関する規則第十六条の三第二項第二十六号イ(2)
- 六 実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第九十一条第二項第二十八号イ(2)
- 七 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の第二種廃棄物埋設の事業に関する規則第十九条の三第二項第二十三号イ(2)
- 八 核燃料物質又は核燃料物質によつて汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則第三十三の三第二項第二十三号イ(2)
- 九 使用済燃料の貯蔵の事業に関する規則第三十六条第二項第二十四号イ(2)

十 研究開発段階発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第八十六条第二項第二十八号イ(2)

十一 核燃料物質の受託貯蔵に関する規則第三条第二項第十六号イ(2)

十二 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の第一種廃棄物埋設の事業に関する規則第六十二条第二項第二十三号イ(2)

十三 東京電力株式会社福島第一原子力発電所原子炉施設の保安及び特定核燃料物質の防護に関する規則第十七条第二項第二十八号イ(2)

(申告書に記載する事項等)

第二条 前条第二項各号に掲げる規定に規定する申告書に記載する事項及び当該事項に対応するその他の書類は、次の表のとおりとする。

申告書に記載する事項	その他の書類
一 氏名	住民票記載事項証明書、個人番号カード又はこれらに準ずる書類のうち二以上の書類（うち少なくとも一つ

二	生年月日	は写真があるもの）
三	国籍	住民票記載事項証明書又はこれに準ずる書類
四	住所及び居所	一 住民票記載事項証明書、個人番号カード又はこれらに準ずる書類のうち二以上の書類（うち少なくとも一つは写真があるもの）
五	所属する法人及び部署	二 公共料金の領収証書又はこれに準ずる書類
六	学歴	
七	職歴	
八	原子力施設での勤務経験を有する場合に	

あつては、その職務内容	
九 海外渡航歴	旅券
十 犯罪及び懲戒の経歴	
十一 後見等の登記及び破産手続開始の決定の有無	担当の機関が発行する証明書又はこれに準ずる書類
十二 精神疾患の有無	
十三 アルコール及び薬物の影響の有無	アルコール及び薬物の影響に係る医師の診断書又は確認の主体となる事業者が実施するアルコール及び薬物の影響に係る検査の結果を記載した書類
十四 外国による特定核燃料物質の防護を妨げる行為との関連がないことの誓約	
十五 テロリズムその他の犯罪行為を行うおそれがある団体（暴力団を含む。）との	

関連がないことの誓約		
十六	申告事項に虚偽がないことの誓約	
十七	法令遵守及び秘密保持に関する誓約	

注

1 第十号の上欄に掲げる犯罪及び懲戒の経歴は、次に掲げるものについて申告すること。この場合において、当該経歴の詳細を対象者との面接において確認し、特定核燃料物質の防護に関連するものであるかを判断すること。

イ 次に掲げる法律に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあつては、その具体的な犯罪歴

- (1) 核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律
- (2) 組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律（平成十一年法律第百三十六号）
- (3) 公衆等脅迫目的の犯罪行為のための資金等の提供等の処罰に関する法律（平成十四年法律第六十

七号)

(4) 国際連合安全保障理事会決議第千二百六十七号等を踏まえ我が国が実施する国際テロリストの財産の凍結等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百二十四号）

(5) 外国為替及び外国貿易法（昭和二十四年法律第二百二十八号）

(6) 関税法（昭和二十九年法律第六十一号）

ロ イに掲げるもののほか、警備業の要件に関する規則（昭和五十八年国家公安委員会規則第一号）第一条第二号に規定する罪により、罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることなくった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあつては、その具体的な犯罪

罪歴

ハ イ及びロに掲げるもののほか、拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることなくった日から起算して五年を経過しない者に該当する場合にあつては、その具体的な犯罪

歴

ニ イ、ロ及びハに掲げるもののほか、非違に当たる行為を行い、懲戒処分を受けた日から起算して五

年を経過しない者に該当する場合にあつては、その具体的な懲戒歴

2 第十三号の下欄に規定する事業者が実施するアルコール及び薬物の影響に係る検査（以下「アルコール等検査」という。）の結果を記載した書類についての取扱いは、次のとおりとする。

イ アルコール等検査の結果、対象者にアルコール又は薬物の影響の可能性が認められる場合には、医師の診断書を提出させること。

ロ 常時立入者（この告示に係るものに限る。）及び業務上知り得る者に対し、定期に又は随時にアルコール等検査を実施すること。この場合において、アルコール又は薬物の影響の可能性が認められるときには、医師の診断書を提出させること。

3 第一号、第三号、第五号又は第十号から第十五号までの上欄に掲げる事項のいずれかに変更があつた場合には、改めて当該事項について申告するよう、あらかじめ、対象者に対して注意を喚起しておくこと。

附 則（平成二十八年九月二十一日原子力規制委員会告示第八号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（平成三十一年三月一日原子力規制委員会告示第一号）

この告示は、公布の日から施行する。

附 則（令和二年三月十七日原子力規制委員会告示第五号抄）

（施行期日）

第一条 この告示は、原子力利用における安全対策の強化のための核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等の一部を改正する法律第三条の規定の施行の日（令和二年四月一日）から施行する。

附 則（令和七年五月三十日原子力規制委員会告示第五号）

（施行期日）

1 この告示は、刑法等の一部を改正する法律の施行の日（令和七年六月一日）から施行する。

（経過措置）

2 刑法等の一部を改正する法律の施行の日の前日までの間に禁錮以上の刑に処せられた者については、これを拘禁刑に処せられた者とみなして、この告示による改正後の試験研究の用に供する原子炉等の設

置、運転等に関する規則第十四条の三第二項第二十三号イ(2)等の規定に基づき申告書に記載する事項等を定める告示第二条の規定を適用する。